

北九州市監査公表第26号

平成30年11月14日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	福島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査(工事監査)

2 措置を講じた局等

建設局

3 監査の期間

平成29年11月24日から平成30年4月27日まで

4 監査公表の時期

平成30年7月31日(平成30年監査公表第15号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="162 383 608 472">ア <u>工事費の積算について</u> (街路課)</p> <p data-bbox="162 488 778 577">[14] 飛行場南線(中曽根工区)橋梁上部工工事(28-1)</p> <p data-bbox="162 593 778 952">本工事は、小倉南区中曽根新町の都市計画道路・飛行場南線において、県道門司行橋線と交差する区間を立体交差とするため、工場製作したコンクリート製の桁を県道上に架設する工事であり、桁の価格は、建設資材価格特別調査により決定している。</p> <p data-bbox="162 967 778 1326">土木工事標準積算基準書(以下、「基準書」という。)によると、桁組立工において、「定着装置は、製作(桁の価格)に含まれるので計上しない。」とされているが、本工事においては桁組立工に定着装置の費用を、別途計上しており、二重計上となっていた。</p> <p data-bbox="162 1341 778 1431">工事の積算にあたっては、所定の基準書等を遵守し、適切に行われたい。</p>	<p data-bbox="805 593 1423 898">今回の指摘は、工事費の積算にあたり、「土木工事標準積算基準書(主桁組立工)」の内容および「建設資材価格特別調査」により価格を決定した桁の仕様を十分に確認していなかったことが原因で生じたものである。</p> <p data-bbox="805 913 1423 1106">今回の指摘を受け、積算などの業務の際に使用する「街路課事務マニュアル」に積算事例として記載することとし、平成30年6月に改訂した。</p> <p data-bbox="805 1122 1423 1426">また、建設資材価格特別調査においては、同様の間違いが生じないように、調査依頼時に桁の仕様を詳細に明記するとともに、調査依頼先にも同様の依頼を行った。その結果、後発工事においては改善されている。</p> <p data-bbox="805 1442 1423 1693">今回の事例は、5月28日の道路関係課長会議にて周知を図り、6月20日には事務改善会議において、改訂した街路課事務マニュアルをもとに指摘事項に関する課内研修を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>工事費の積算について</u> (西部整備事務所工務第一課) [3 7] 北九州小竹線仮橋維持管理工 事 (2 8 - 1)</p> <p>本工事は、八幡東区河内地区において、大雨で被災した県道を迂回させるため設置した仮橋の維持管理を行うものである。</p> <p>本市の「積算運用の手引き」によると、本工事（維持管理工事）の発注にあたっては、仮橋の設置工事（以下、「前期工事」という。）の受注者と随意契約を行うとともに、前期工事との諸経費調整を行うとされている。</p> <p>しかし、随意契約は行ったが、諸経費の調整を行っておらず不適切な積算となっていた。</p> <p>工事の積算にあたっては、所定の規程等を遵守し適切に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、工事費の積算にあたり、「積算運用の手引き（存置した仮設構造物の取り扱い）」の内容を十分に把握していなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、今後、同様の間違いが生じないように、発注前チェックシートを平成30年4月に一部変更した。</p> <p>また、職員同士の設計審査については、時間に余裕をもって行うとともに、係長において積算内容の指導強化を図るものとする。</p> <p>今回の事例は、平成30年4月23日の事務改善会議で説明を行い新しいチェックシートの使用と指摘事項に関する課内研修を行った。</p> <p>また、5月28日の道路関係課長会議において再発防止の周知徹底を図った。</p>

注・・・[]内の数字は、平成30年監査公表第15号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す